

## 司法試験委員会会議（第51回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

平成20年12月8日（月）15：15～18：30

### 2 場所

東京地方検察庁刑事部会議室

### 3 出席者

#### ○ 司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）奥田隆文、小幡純子、酒井邦彦、鈴木誠二、羽間京子、松島 洋（敬称略）

#### ○ 平成20年新司法試験考查委員（議題（4）のみ出席）

青柳幸一、佐々木宗啓、稻葉馨、大西勝滋、山下友信、江原健志、本間靖規、金子修（敬称略）

#### ○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

林 真琴人事課長、中村芳生人事課付、山口久枝人事課付、遠藤洋一試験管理官

### 4 議題

- (1) 平成21年度旧司法試験第一次試験考查委員の推薦について（協議）
- (2) 平成21年度旧司法試験第二次試験の実施について（協議）
- (3) 平成22年度旧司法試験第二次試験の実施時期等について（協議）
- (4) 平成20年新司法試験考查委員に対するヒアリング（公法系科目及び民事系科目）等
- (5) 司法試験予備試験について（協議）
- (6) その他報告案件
- (7) 次回開催日程等について（説明）

### 5 配布資料

資料1 平成20年新司法試験の採点実感等に関する意見

資料2 新司法試験における出題形式及び問題別配点等について

資料3 新司法試験における短答式試験の出題方針について

資料4 視覚障害の受験者に対する配慮について

資料5 新司法試験における論文式試験の答案用紙の配布枚数について

資料6 新司法試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて

資料7 新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について

資料8 平成20年9月16日付け法科大学院協会司法試験等検討委員会名の「平成20年度新司法試験に関するアンケート調査結果報告書」

資料9 平成20年7月23日付け東京弁護士会法曹養成センター主催に係る「第3回新司法試験に関する意見交換会」速記録

資料10 平成20年11月5日付け「法と経済学会」会長名の要望書

資料11 平成20年11月14日付け四国弁護士会連合会名の「適正な弁護士人口に關

する決議」

## 6 議事等

### (1) 平成21年度旧司法試験第一次試験考查委員の推薦について（協議）

- 平成21年度旧司法試験第一次試験考查委員として、別紙記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

### (2) 平成21年度旧司法試験第二次試験の実施について（協議）

- 事務当局から、平成21年度旧司法試験第二次試験の実施について、同試験の実施日程及び実施打合せ考查委員会議における協議事項等の説明がなされ、了承された。
- 司法試験法第7条に基づく、旧司法試験第二次試験の期日及び場所の公告は、平成21年1月22日（木）付け官報により行うこととされた。

### (3) 平成22年度旧司法試験第二次試験の実施時期等について（協議）

- 最高裁判所において、平成22年度旧司法試験合格発表後の平成23年度採用予定の現行65期司法修習については、その開始時期が、4月から7月下旬に繰り下げられる旨の方針が示されていること等について、事務局から報告がなされた。協議の結果、平成22年度旧司法試験第二次試験の実施時期については、従前どおり、短答式試験は平成22年5月ころ、論文式試験は同年7月ころ、口述試験は同年10月ころ、最終合格発表は同年11月ころ実施すること、平成23年の筆記試験免除者にのみ行われる口述試験については、上記平成23年度採用の現行65期司法修習に加わることができるように、従前の口述試験の実施時期を前倒しし、平成23年4月から5月ころに実施することが決定された。

### (4) 平成20年新司法試験考查委員に対するヒアリング（公法系科目・民事系科目）等

- 事務当局から、平成20年新司法試験に関し、各科目の考查委員から資料1の採点実感等に関する意見が提出されたことについて報告がなされ、法務省ホームページで公表することとされた。
- 平成20年新司法試験の公法系科目及び民事系科目（商法・民事訴訟法）に関し、平成20年新司法試験考查委員に対するヒアリングを実施した。

### (5) 司法試験予備試験について（協議）

（◎委員長、○委員、△事務局）

- 予備試験について、前回のヒアリングを受け、議論を深めたいと思う。

まず、一般教養については、試験科目を人文科学、社会科学、自然科学、英語とし、必須問題と選択問題に分けるとの意見であった。このうち、英語を選択科目とする点について、いろいろ御議論があったと思うが。

- 基本的な質問であるが、人文科学とは別に英語を挙げる理由はどのように説明することになるか。
- 本来、英語学は人文科学の中に入ると思うが、予備試験の出題範囲、出題内容として表示するに当たっては、分けて整理することだと思う。

- 当初は、英語は必須科目とするべきではないかと思っていたが、英語を履修していない学生がいることを考えると、必須科目とすることは必ずしも適當ではないと考えるようになった。
- TOEICやTOEFLの成績を提出させるようにしている法科大学院もあるが、その用い方は様々で、例えば、特に外国語に秀でた成績の人は特別枠で採用するといったことをしているところでも、志願者全員には語学の成績を求めていないなどいろいろなパターンがある。多くの法科大学院では、語学の成績の提出を必須化していないのではないか。
- ◎ 確かに、法科大学院の入学選抜に当たり、英語の成績を任意に提出させて評価しているところはあるが、提出を必須化しているところは少ないと思う。もちろん、法科大学院の入学時点では必須とされなくても、修了時点では英語ぐらいできてしかるべきだと考えることもできるのかもしれないが。あと、大学の入学試験でも、英語以外で受験し、英語が第二外国語だという人もいないわけではない。
- その点を考えると、英語を必須問題とするのはいかがかと思う。
- ◎ 事務局で、法科大学院の入学選考でどのくらい語学を求めているか把握しているか。
- △ 事務局で、法科大学院の入学選抜で提出しなければならない書類の内容等を調べたところ、把握できた限りで申し上げると、法科大学院への入学選抜に当たり、外国語の成績に関する証明書類の提出を必須としているのは3校であり、その外の法科大学院では提出は任意で、中には任意でも受け付けないという法科大学院もあった。
- やや気になるのが、国際的に対応していく法曹を強化していくうとするのに、英語は必ずしも必要ないというメッセージになるのではないか、という点である。
- 予備試験は、あくまでも予備試験であり、これで法曹資格を与えるわけではないので、その段階で、英語を必須にしてハードルを高くする必要はないと思う。
- 中学生ぐらいの英語だと見て当たり前であり、専門的にそれを使う際には、改めて勉強しなければいけないとの考え方もある。
- ◎ 多くの法科大学院の入学段階で語学の成績を必ずしも求めていない状況の下で、英語を必須とするのはどうか。
- 國際性という観点で考えた場合、国際的に通用する者が法曹の中にいる必要があるし、また、その数は多い方が望ましいことと思われるが、逆に、法曹の全員が外国語の語学力を必要とする仕事に携わるわけではない。また、国際的な分野で仕事をしたいと志望する者は、修習生になった後も語学学校に通ったりして勉強しているのが実情であり、英語を必須化しなくても、必要に応じて勉強することは十分期待できるのではないか。
- ◎ 必須問題としないということは、決して国際性を軽んじるということではない。そのことは確認しておきたいと思う。出題に全く含めないわけではなく、国際性というものを念頭に置くからこそ、選択できる問題として、人文、自然、社会という一般的な分類とは別に英語力を試す問題を出題することになるのではないか。英語を選択するのは、法科大学院の入学選抜の状況等を勘案した上でのことであり、法曹の国際性が重要でないと考えているわけではない。そのようなことから、英語を出題範囲とするが、解答を必須のものとはしないということではいかがか。

(一同了承)

- 次に、選択問題を設けるとして、人文科学、社会科学、自然科学、英語という分野

との関係で、どのようなバランスとするのか、必ず、このうち3分野以上を選ばないといけないこととするのかどうか、という問題がある。大学の入学試験でも自然科学全般を答えなければならぬというようにはなっておらず、物理、生物などから選べることになっている。また、例えば、社会科学のうち経済学を履修していないなくても、法科大学院に入ることはできるといった状況もある。それから、必須問題を設けるとして、現代社会、あるいは、現代文の読解について、必須問題とすることにメリットがあるのかどうかという気もするところである。それらのことについても考えたい。

- 一般教養の社会科学の中では、当然、法学関係は除くことになると思うが。
- 大学入試の話ではあるが、マークシート方式の問題だと、現代文の読解ほど簡単なものはない、という指摘をする人もいる。
- 必須問題を作らず、すべて選択とするという考え方もできるだろう。ただ、必須とする部分がなく、全部を選択問題にすると、何を選択したらよいか迷うという点で、かえって受験生の負担が大きくならないか、気になるところではある。
- 必ず3分野にまたがってバランスよく解答しなければならないとするのではなく、自分のバックグラウンド、今まで勉強してきたもの、得意とするものを続けて勉強すればいい、それを深めればいいという考え方もある。
- 国家I種でも選択になっていると思うが、どうなっているのか。例えば、自然科学を一切選択しないということも可能なのか。
- △ 国家I種は必須問題と選択問題があり、選択問題は例えば30題のうちの20題、どれを選んでも良いということになっている。選択問題については、自然科学や社会科学を一切選択しないで解答することも可能となっている。
- 論文式試験に関しては、一般教養科目では、表現力、思考力、分析力を試す小論文とし、外国語、自然科学は出さないというのが、検討メンバーの御意見であった。  
また、法律実務基礎科目の配点について、他の法律基本科目と同じでいいのか、それとも時間に応じて高くするのか、意見が分かれていたが、この辺りはいかがか。法律実務基礎科目の試験問題の分量は、法律基本科目に比べると少し増えると思われるが。
- 配点については、時間に応じたものとする必要はなく、法律基本科目と同じ扱いの方がいいのではないか。試験問題が長文になると読解するのに時間が必要だというだけである。
- 全般的な試験日程だが、短答式は1日、論文式は2日ということでは、いかがか。法科大学院に行けない人たちに対する試験であることを考えると、できる限り、週末の土曜、日曜を使うことができるようと考えると、2日が適当なのではないだろうか。
- 日程としては、やはりその程度ではないか。
- 御議論いただいたが、より具体的に議論を進めるため、次回は、私の方から議論のたたき台となる試案を出し、それを基に更に議論していきたいと思っているがいかがか。

(一同了承)

#### (6) その他報告案件

- 事務局から、平成20年11月19日に開催された新司法試験実施打合せ考査委員

会議の結果に関し、平成21年新司法試験の合否判定方法・基準等について、資料2から4の申合せ事項は、いずれも平成21年新司法試験の実施方針として決定されたこと、資料5から7の申合せ事項は、更にその内容を検討することとされ、平成21年1月21日（水）開催予定の同会議において協議することとされたことが報告された。

- 事務局から、選択科目の見直しに関し、司法試験委員会幹事の指示に基づき、本年11月27日付で、全法科大学院に対し、授業科目の内容に関する照会を行ったことが報告された。
- 事務局から、法科大学院協会司法試験等検討委員会が作成した「平成20年新司法試験に関するアンケート調査結果報告書」について、資料8に基づき報告がなされた。
- 事務局から、司法試験委員会あてに、東京弁護士会法曹養成センター主催に係る「第3回新司法試験に関する意見交換会」の速記録が提出されたことについて、資料9に基づき報告がなされた。
- 「法と経済学会」会長から、法務大臣あてに、「法と経済学」を新司法試験の選択科目とするよう要望することを内容とする資料10「要望書」が提出されたことについて、事務局から報告がなされた。
- 四国弁護士会連合会から、法務大臣あてに、資料11「適正な弁護士人口に関する決議」が提出されたことについて、事務局から報告がなされた。

(7) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、平成21年1月21日（水）に開催することが確認された。

（以上）

別 紙

平成 21 年度旧司法試験第一次試験考查委員推薦者名簿

宇 山 秀 樹 ロ シ ア 語 外務省国際協力局国別開発協力第二課長